

MI・KU・RE・PO

2021.10



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】フリーランスか？労働者か？

企業（発注者）から請負契約や業務委託で仕事を受ける「フリーランス（自営業者）」が増えています。古くは建設業の一人親方やタクシードライバーなどで見られましたが、コロナ下においてシステムエンジニアやデリバリー宅配員の「ギグ・エコノミー」が急増しています。

働き方が多様化した半面、問題視されているのが「労働者性」の判断です。

【フリーランスの“労働者性”のチェックリスト】

契約の形式や名称ではなく、契約内容の実態をみて総合的に判断されます

フリーランスor労働者の判断基準	(☑してみましよう)	重要度
発注者からの仕事の依頼に対して諾否の自由が与えられているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：低) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：高)	◎
業務の進め方についてフリーランスの裁量が認められているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：低) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：高)	◎
勤務場所や勤務時間が拘束されているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：高) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：低)	○
フリーランス自身以外の者が業務を行うことが認められているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：低) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：高)	△
報酬が時間ではなく、成果物によって定められているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：低) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：高)	△
業務に必要な機械・器具等はフリーランスが負担しているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：低) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：高)	△
報酬が同じ業務に従事する雇用者の賃金と比べて同程度であるか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：高) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：低)	△
発注者以外の者からの業務受託を認めているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：低) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：高)	△
委託の選考過程が雇用者の採用過程と同じ基準になっているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：高) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：低)	△
報酬を給与所得として支払い、源泉徴収しているか	<input type="checkbox"/> YES(労働者性：高) <input type="checkbox"/> NO(労働者性：低)	△

重要度：◎は重要な要素、○は基本的要素、△は補強要素



ここがポイント

● フリーランスガイドライン

政府は、令和3年3月に「フリーランスガイドライン」を発表しました。

独占禁止法に定める「優越的地位の濫用」を防止することが一番の目的ながら、労働者保護を回避したい発注者に向けてフリーランスの労働者性の判断基準を示したものでもあります。

「うちは業務委託だから」と主張しても、名称や形式にとらわれず、実態をみて個別具体的に判断されます。

上記の判断基準をもとに、実態を検証してみましよう。

労務Room Q & A

Q

委託しているフリーランスが「労働者」とみなされた場合、発注者（企業）はどのような対応が必要になりますか？

A

形式上は請負契約でも実態は労働契約と判断されれば、最低賃金や労働関係法令のルールが適用されます。海外では、労働契約への転換を視野に入れる企業も出始めているようです。

業務委託や請負契約の関係を維持したいのであれば、ガイドラインに沿った運用に見直す必要があります。

【知るも、知らぬも】 今月のトピックス

労働力人口 = (A) + (B)

昨年4月の緊急事態宣言以降の労働経済の動きが気になって調べているうちに、労働統計用語に関心が移りました。「労働力人口」や「就業者数」、「完全失業者数」など、社労士にとっては受験生の頃に知恵熱をだしながら頭に入れた記憶がよみがえるトラウマワードです。

例えば、「就業者数」は「自営業者+家族従事者+雇用者」の合計です。「雇用者」には、休業中でも賃金が支給されている労働者を含むため、この1年半では、意外にも大きな増減はなく6,600~6,700万人前後で推移していました。

「完全失業者数」は「①調査期間中に全く仕事をせず、②仕事があればすぐに働くことができ、③調査期間中に就職活動をしていた」人が該当します。初めから働く気がない人や、1時間でも働いた人は対象外となります。昨年10月と今年4月にピークを迎えるものの（約210万人）、概ね3%程度で推移していました。完全失業率が3%以下であれば「完全雇用」といって、理論上は失業者がいない状況といわれていますが、実感とのギャップはこうした定義にもありそうです。

そして、15歳以上の就業者数と完全失業者数の合計が「労働力人口」です。

というわけで、タイトルの答えは「(A) 就業者数 + (B) 完全失業者数」となります。正解だった方、又は最後までお読みいただいた方、ぜひ社労士試験に挑んでください。



【魚くん探知記】 今月の一尾

秋刀魚 : サンマ

落語の「目黒のさんま」は、身分の高い殿様が大眾魚であるサンマを初めて食べて感動する滑稽噺ですが、昨年のような大不漁が続いてしまうと一部の人しか食べられない実話になってしまいそうで怖いです。

サンマには胃がなく腸も短いため排泄物がたまりにくく、塩焼きにすれば内臓までいただけます。

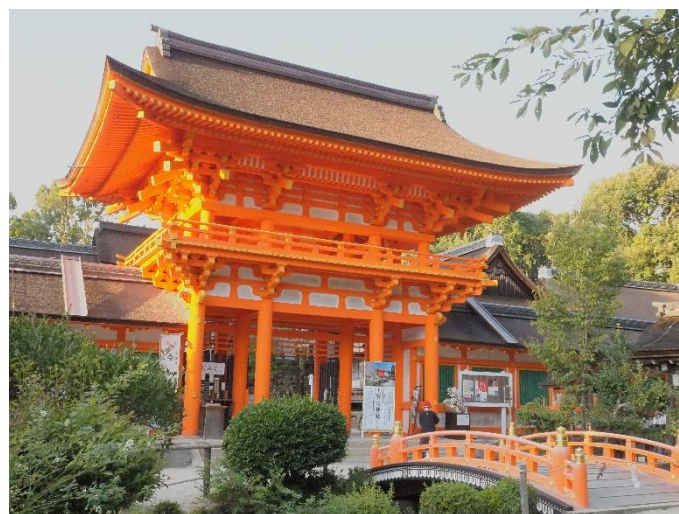
新鮮なサンマを見分けるポイントは“眼が黒く”澄んでいるものが良いそうです。

オチはもうお気づきですね。

やはり「サンマは目黒に限る」。



【一劇必撮】 今月の一枚



京都・上加茂神社

発行

みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

Mail : mikura@mikura-sr.com

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言